

目 次

規 則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の廃止

市道路線の認定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

保育所入所負担金収納事務の一部の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

保管屋外広告物

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

平成21年産の大豆に適用する単位当たり共済金額等

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公 告

犬の抑留

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

水道局公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 4 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 1 8 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 4 号様式その 1 及びその 2 を次のように改める。

第64号様式その1 (第21条関係)

(表)

㉑ 年度 軽自動車税領収通知書

加入者名	津市	金額	
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目	年度	納税通知書番号	車両(認識)番号

ID	市町村	督促手数料	延滞金
税目	課税年度	会計年度	期別
			通知書番号
			税額

CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入らぬように入れてください。

税額	円	納税者	様
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		

CVS収納用

上記のとおり領収しましたので通知します。

領収日付印

(津市保管)

㉒ 年度 軽自動車税納付書

口座番号	津市		
加入者名			
税額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計			円
年度	税目	軽自動車税	
納期限	年	月	日
納税者	様		

上記のとおり納付します。

金額使用欄	領収日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

㉓ 年度 軽自動車税 納税通知書兼領収証書

加入者名 津市

口座番号

(住所) 様方様

(氏名) 様

お問い合わせ番号

納税通知書番号	車種	税額	円
車両(認識)番号		督促手数料	円
納期限	年	月	日
		延滞金	円
		合計納付額	円

上記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日 津市長(氏名) 印

領収日付印

(納税者保管)

軽自動車税車検用納税証明書

次の有効期限までに車検を受けられる人は、この証明書を呈示して、検査を受けてください。

住所	様
氏名	
車両番号	

有効期限 年 月 日

上記の車両は、滞りが無いことを証明します。

津市長(氏名) 印

領収日付印

この証明書がないと車検が受けられません。自動車検査証と共に大切に保管してください。

- 次のものは無効です。
- 1 領収印のないもの
  - 2 車両番号欄に\*\*\*印があるもの
- (納税者保管→車検時呈示用)

車検用納税証明について

- 軽自動車の継続検査を受ける際には、道路運送車両法第94条の2第1項の規定により軽自動車税の納税証明が必要で、\*\* \* \* \*印で捺消は、納税証明書は不要ですので、\*\* \* \* \*印で捺消してあります。
- 前年度分の取納処理は本年3月末日までの徴収済みについて行いました。未納の人：3月末日以降に納められた人については、この納税証明は無効ですので津市(名称)部(名称)課(電話番号)まで御相談ください。

お知らせ

- 軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。
- 軽自動車税は、月割課税の制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車等の手続をされた場合は、税額の変更や還付はありません。

(裏)

お問い合わせ先

(名称)課 (名称)担当 (電話番号)

納付場所

- 課税の根拠  
この税金は地方税法及び津市市税条例の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。

- 不服がある場合  
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。

- 延滞金等  
また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に津市を被告としてこの処分取消の訴えを提起することができます。  
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

- 延滞金等

- (1) 延滞金  
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

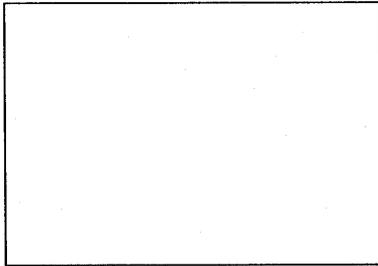
- (2) 督促手数料  
納期限までに完納されない20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

- (3) 滞納処分  
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないとき、財産の差押え等滞納処分を行います。

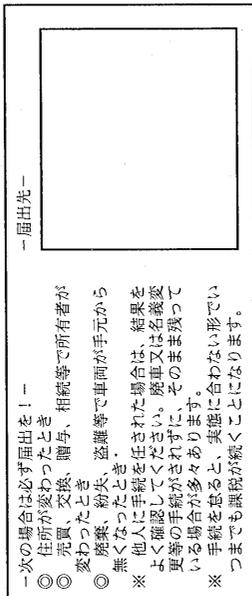
- 軽自動車税の減免  
軽自動車税の減免  
身体障害者等で一定の要件に該当する人は減免を受けられますので、納期限の7日前までに津市(名称)部(名称)課又は各総合支所(名称)課に申請してください。

一次の場合は必ず届出を！

- ◎ 住所が変わったとき
- ◎ 売買、交換、贈与、相続等で所有者が変わったとき
- ◎ 廃棄、紛失、盗難等で車両が手元から無くなったとき
- ※ 他人に手続を任せられた場合は、結果をよく確認してください。廃車又は名義変更の手続がされず、そのまま残っている場合が多々あります。
- ※ 手続を怠ると、実態に合わない形です。つづいても課税が続くこととなります。



車種一覧



届出先

第64号様式その2 (第21条関係)

(表)

年度軽自動車税納税通知書 (口座振替用)

(住 所)	
(氏 名)	様方 様

納税通知書番号	
お問い合わせ番号	
車両 (標識) 番号	
車 種	
税 額	円
納 期 限 (振替納付日)	年 月 日

この軽自動車税は、納期限の日に、あなたが指定された次の金融機関の口座から振替納付させていただきます。

金融機関名		
口座の種類	口座番号	
口座名義人	様	
金融機関コード		

《お知らせ》

右のとおり課税しましたから通知します。

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

(裏)

—お問い合わせ先—

(名称) 課 (名称) 担当 (電話番号)

—届出先—

一次の場合は必ず届出を！

◎ 住所が変わったとき

◎ 売買、交換、贈与、相続

◎ 等で所有者が変わったとき

◎ 廃棄、紛失、盗難等で車両が手元から無くなったとき

※ 他人に手続を任せられた場合は、結果をよく確認してください。廃車又は名義変更の手続がずれに、そのまま残っている場合が多々あります。

※ 手続を怠ると、実態に合わない形でいつまでも課税が続くことになります。

※ 軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税され

ます。

※ 軽自動車税は、月割課税の制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車等の手続をされた場合は、税額の変更や還付はありません。

お知らせ

■ 軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税され

ます。

■ 軽自動車税は、月割課税の制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車等の手続をされた場合は、税額の変更や還付はありません。

■ 課税の根拠  
この税金は地方税法及び津市市税条例の規定により、4月1日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。

■ 不服がある場合  
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。

■ 延滞金等  
また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

■ 督促手数料  
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することのできないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

■ 延滞金等  
(1) 延滞金  
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料  
督促手数料は、督促状を送付した日から起算して10日以内(督促状を送付した日から起算して10日以内)に完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料を円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分  
督促状を発送した日から起算して10日以内(督促状を送付した日から起算して10日以内)に完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は滞納処分等滞納処分を行います。

■ 軽自動車税の減免  
身体障害者等で一定の要件に該当する人は減免を受けられますので、納期限の7日前までに津市(名称)部(名称)課又は各総合支所(名称)課に申請してください。

車種	年税額	車種	年税額

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

津市告示第97号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、平成13年美杉村告示第88号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月17日

津市長 松田直久

1 届出者

宝生自治会

三重県津市美杉町竹原3575番地2

代表者 奥谷正一

2 変更に係る事項

(1)規約の変更

変更前	第37条 地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。
変更後	第37条 地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成20年12月1日に民法が改正されたため、平成21年3月28日の通常総会において改正した。

津市告示第 9 8 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 4 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小西地区

三重県津市美杉町八知 1 3 4 5 番地

代表者 服 部 重 衛

2 変更に係る事項

(1) 規約の変更

変 更 前	第 3 6 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変 更 後	第 3 6 条 地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成 2 0 年 1 2 月 1 日に民法が改正されたため、平成 2 1 年 3 月 2 9 日の通常総会において改正した。

津市告示第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 10 項の規定により、平成 10 年美杉村告示第 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 17 日

津市長 松田直久

1 届出者

中村組自治会

三重県津市美杉町下之川 1886 番地

代表者 辻谷正次

2 変更に係る事項

(1)規約の変更

変更前	第 37 条 地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	第 37 条 地方自治法第 260 条の 2 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

(2)代表者の氏名及び住所

変更前	脇谷 清剛 三重県津市美杉町下之川 1302 番地 3
変更後	辻谷 正次 三重県津市美杉町下之川 1886 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 20 年 12 月 1 日に民法が改正されたため、平成 21 年 3 月 28 日の通常総会において改正した。また通常総会において、平成 21 年 4 月 1 日より新任

津市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成21年4月17日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

## 別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
2462	一身田大古曾安濃線	津市一身田大古曾	
		津市一身田大古曾	
4258	南河路神戸線	津市南河路	
		津市神戸	
1210	牧3号線	津市牧町	
		津市新家町	
1803	羽野9号線	津市戸木町	
		津市戸木町	
636	百々2号線	津市芸濃町椋本	
		津市芸濃町椋本	

